

黒 部 市 企 業 立 地 優 遇 制 度 一 覧 表

助成金の名称・内容		交付要件・補助対象	助成期間・補助率	限度額
① 企業立地助成金	ア) 企業立地奨励事業	【要件】 ・工場等の新規立地又は増設 ・投下固定資産額が5億円(増設の場合は15億円)以上 ・操業開始後1年以内に新規雇用者数が20人(増設の場合30人)以上 ・緑地等の環境整備及び公害発生の防止 【対象経費】 用地又は建物の取得に要する経費	10分の1 (製造業) 20分の1 (製造業以外)	2億円 (製造業) 1億円 (製造業以外)
	イ) 工場環境整備事業	【要件】 ・工場等の新規立地又は増設 ・操業開始後1年以内に新規雇用者数が60人以上 ・緑地等の環境整備及び公害発生の防止 【対象経費】 ① 廃棄物処理施設、排水路等の環境保全施設及び緑地、池等の環境施設の整備に要する経費 ② 消融雪装置、除雪機械等地域の特殊性に対応するための施設、設備及び機器の整備に要する経費	3分の2 (ただし、新規雇用者数に1人あたり20万円を乗じて得た額の方が低い場合、この額)	6,000万円
② 物流業務施設立地助成金		【要件】 ・物流業務施設の新規立地または増設 ・投下固定資産額が5億円(増設の場合は15億円)以上 ・操業開始後1年以内に新規雇用者数が10人(増設の場合15人)以上 ・公害発生の防止 【対象経費】 物流業務施設の設置に要する経費	20分の1	1億円
③ 固定資産税相当額助成金		・操業開始後1年以内に、新規雇用者数が1人以上(石田企業団地は除く) ・投下固定資産額が5,000万円以上 ・規定土地は、操業開始前3年以内に取得したもの	操業開始後固定資産税が最初に課せられる年度から起算して3年以内(石田企業団地は5年以内)	-
④ 附帯施設等への助成金	ア) 新技術の開発又は未利用資源の活用のために行う研究	研究用原材料費及び研究用器具費	3分の1	200万円
	イ) 消費者の利便に寄与する共同施設	① 駐車場 ② 自転車置場、照明施設、消融雪施設 ③ その他の共同施設 の新設又は移設	① 2分の1 ② 2分の1 ③ 3分の1	① 500万円 ② 300万円 ③ 200万円
	ウ) 新製品の販路を開拓するために本市の区域外において開催する展示会	製品運搬料及び会場使用料	4分の1	100万円
⑤ 利子及び保証料助成金		① 新技術の開発又は未利用資源の活用のために行う研究 ② 消費者の利便を確保するために行う共同施設の新設又は増設 ③ 事業の近代化のために行う設備の新設又は増設 ④ 工場等又は店舗を新設、増設、移設する場合の当該敷地の取得	① 3分の1 ② 2分の1 ③ 3分の1 ④ 4分の1 借入期間10年超 : 5年以内 借入期間10年以下 : 3年以内	借入金の額の5%(助成金の総額)
⑥ 本社機能移転事業所設置助成金		・市内への本社機能移転 ・5年以上市内に事業所を設置 ・5人以上の従業員を雇用	① 市内居住従業員数に5万円を乗じて得た額 ② 市外居住従業員数に2万円を乗じて得た額 5年間	500万円(助成金の総額)